

会員各位

一般社団法人 全国高圧ガス容器検査協会
会長 小 新 達 彦

事業継続力強化計画認定制度（BCP）の認定取得を推進します

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨今、中小企業は様々な災害や緊急事態に晒される可能性があります。
当協会では、今年度第1回理事会に於いて、経済産業省中小企業庁の『事業継続力強化計画（BCP）の認定制度』を会員企業の経営者の皆様に推奨し、全検協賠償責任保険制度でお世話になっております MS&AD グループ三井住友海上火災保険株式会社代理店 MSK 保険センター株式会社及び三井住友海上あいおい生命の支援をいただき、会員の皆様に積極的に推奨し取り組むことにしました。

郵便で、ご案内をいたします。 時節柄、重要な取り組みと存じますので、ご賛同いただき貴社の計画策定を行い認定取得されることを、切に願っております。

敬具

会員各位

一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会
会 長 小 新 達 彦

「事業継続力強化計画」認定制度への取組を推進します。

近年、地震や台風等の自然災害が頻発しており、災害発生時における地域ライフラインの早期復旧・安全性確保に向けて我々の果たす役割は、ますます重要となってきています。

全検協では2024年度取組の柱のひとつとして、中小企業庁が認定する「事業継続力強化計画」認定制度への取組を、当協会として推進していきます。

1. 「事業継続力強化計画」認定制度とは（詳細別紙）

中小企業が行なう防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた企業は、認定ロゴマークを名刺やホームページ等でアピールすることができるほか、さまざまなメリットがあります。

2. 「事業継続力強化計画」認定制度取組にむけた支援について

MS&AD グループ（三井住友海上火災保険株式会社、三井住友海上あいおい生命）の保険代理店MSK保険センターが「事業継続力強化計画」策定を支援します（無償でご支援いたします）。

※MSK保険センターは、当協会団体保険の窓口となる保険代理店です。

3. 取組の流れ・スケジュール

(1)MSK保険センターが会員の皆さまへメールまたは電話にてチャレンジに向けたご意思を確認いたします。（協会にBCP申請支援プログラム申込票を送付後）

(2)原則WEBミーティングでのご支援となります。チャレンジを決定し認定までの期間は約2か月間です。

※詳細は、個別にお打合せをお願いいたします。

4. お問い合わせ窓口

MSK保険センター株式会社

本店営業第二部 窪田千秋

生保営業部 長谷川翼

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

三井住友海上駿河台ビル 8F

Tel 03-3259-7901(本店営業第二部) または 03-3259-7930(生保営業部)

5. 参考資料

事業継続力強化計画認定制度のメリット概要

BCP 申請支援プログラム 申込票

申込者情報

- ・ 会 社 名: _____
- ・ 所 在 地: _____
- ・ 担当者氏名: _____
- ・ 担当者役職: _____
- ・ 電 話 番 号: _____
- ・ メールアドレス: _____

ご質問・ご要望

申し込み方法

1. 申込票に必要事項を記入してください。
 2. 記入済みの申込票を以下の協会のメールアドレス又は、FAX に送信してください。
- ・ 送信先メールアドレス:jimukyoku@zenkenkyo.jp
 - ・ FAX 送信先:03-3861-3854

注意事項

- ・ 申し込み後、コンサルを行います MSK 保険センター担当より詳細なご案内をいたします。
- ・ 貴社のご担当は、代表者様または、事業継続についてのお話ができる方を担当にお願いいたします。

【事業継続力強化認定制度のメリット】

1. 中小企業や小規模事業者が BCP を策定する前に取り組みやすい制度として、令和元年 7 月から「事業継続力強化計画」の認定制度が始まりました。事業継続力強化計画は BCP に比べると簡略化されているため、簡易に作成可能です。事業継続力強化計画を作成して経済産業大臣の認定を受けた中小企業は、税制優遇などの公的支援が受けられます。

1. 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援

事業継続力強化計画を作成して認定を受けた中小企業は、次の 4 つの金融支援を受けられます。なお、これらの金融支援を活用する場合は、事業継続力強化計画の認定を受ける前に関係機関に相談が必要です。該当しても必ず融資などが受けられるわけではありません。

1) 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、設備投資に必要な資金を基準利率から 0.9%引き下げの低利融資を受けられます。融資を受けるには、別途日本政策金融公庫の審査が必要ですが、内容によっては事業継続力強化計画に記載された設備以外の設備資金も対象になる場合があるため、相談してみましよう。

2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業や小規模事業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証人となって融資を受けやすくなるようサポートしてくれます。事業継続力強化計画の認定を受けた企業が金融機関から融資を受ける際は、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等（通常枠）とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

基本的には事業継続力強化計画に記載されている内容になりますが、記載があれば設備投資に限らず、事業資金でもその対象になる可能性があります。

3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社とは、中小企業の自己資本充実を促進し、投資等で中小企業の健全な成長を支援する機関です。地方自治体や金融機関などが株主です。中小企業投資育成株式会社法では、通常の投資対象が資本金 3 億円以下の株式会社という条件ですが、事業継続力強化計画の認定を受けた企業は資本金に関係なく中小企業としての人数のみが投資対象の条件になります。たとえば製造業であれば 300 人以下、卸売業であれば 100 人以下などです。返済義務はないため、中小企業が資金調達しやすい制度といえます。

4) 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

スタンドバイ・クレジット制度による信用状の発行を通じて、事業継続力強化

計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店または海外現地法人による現地流通通貨での資金調達の債務の弁済を保証する制度があります。

2. 防災・減災設備に対する税制措置

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、認定計画に記載した対象設備について、取得金額の20%の特別償却を受けられます。税制優遇を受けられるのは、計画の認定を受けた日から同日以後1年を計画する日までに取得し、事業に使用した場合です。原則として当期に取得価額の20%が追加で償却できるため、利益を少なく計上できて納税額を節約できます。なお、令和5年4月1日以後に取得する対象設備に関しては、18%の特別償却となっています。

3. 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、ものづくり補助金など一部の補助金の審査の際に加点を受けられます。ものづくり補助金とは「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の略で、中小企業・小規模事業者などが今後複数年にわたり直面する制度変更（働き方改革、インボイス導入など）に対応するため、経営革新のための設備投資などに交付される補助金です。補助金の金額は事業類型によって異なりますが、中小企業にとって使いやすいという点に補助額も大きいです。

4. 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

損害保険会社、共済団体は中小企業庁と連携して防災・減災対策に取り組む事業者を応援する取り組みをおこなっています。たとえば事業継続力強化計画の認定を取得した事業者のリスク実態に応じて保険料や共済掛金の割引などをおこない、事業継続力の強化を後押ししてくれます。活用するにはご契約中の保険会社や各社窓口にお問合せください。

中小企業庁 HP での認定を受けた企業の公表

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、中小企業庁のホームページに「事業継続力強化計画認定事業者・連携事業継続力強化計画認定事業者」として、企業名とホームページ URL が掲載されます。

被災時の事業継続性が高いと判断されるため、顧客や既存取引先からの信用が高まり、新規取引先の獲得にもつながるでしょう。

5. 認定企業に活用いただけるロゴマーク

事業継続力強化計画の認定を受けた企業は、広報活動や営業活動に認定ロゴマークを使用できます。

以上